福岡広域都市計画地区計画の変更(久山町決定)

都市計画上山田北部地区地区計画を次のように変更する。

夕	 称	上山田北部地区地区計画		
名				
位	置	福岡県糟屋郡久山町大字山田字揚田の一部、字上ミの一部、字丸田、字傍示の一部、字三反田、字古門、字聖母屋敷、字馬場の一部、字石橋、字南の一部、字堀ノ内、字地下並、字尾園、字尾園口、字西ノ田、字小路、字巻坂の一部、字古屋敷の一部、字前浦の一部、字浦、字下タ、字六所、字桶田の一部、字小森の一部、字丁ノ坪の一部、字傘の一部、字原田の一部、字道明の一部		
面積		約23. 4ha		
地区計画の目標		当地区は、優良な農地に囲まれた地区で、久山町が目指す「定住人口の確保に向けた環境づくり」(集落の活性化)の実現のために、ニーズにあった計画的な住宅供給を図り、定住人口の確保に努めるとともに、都市的土地利用と営農条件等との調和を図りつつ、周囲の自然環境とが調和した良好な居住環境等の形成を図ることを目的とする。		
区	土地利用の方針	(既存住宅地)		
域の整備		既存住宅地は、無秩序な市街化を防止し、地区施設と併せた計画的な保全、開発の誘導により、自然、田園環境と調和した良好な居住環境の維持、増進を図る。		
		(1級町道猪野下山田線、山田久原1号線沿道)		
開発及び保全の方針		1級町道猪野下山田線及び山田〜久原1号線は、現況の特性を踏まえ区間ごとに性格づけを行い、主要な交差点の修景、魅力ある沿道景観の形成を図りつつ、商業業務系の沿道施設の立地をある程度受容し、生活利便性の向上を図る。また、1級町道山田〜久原1号線については、県道猪野土井線へ延伸を図る。 (面整備区域) 西ノ田、六所、丁ノ坪、浦、上ミ地区については、周辺環境との調和、地域コミュニティの活性化などに配慮しつつ、土地区画整理事業等を導入し、土地の有効利用を促進する。		
	地区施設の整備の方針	(道路) ・1級町道山田久原1号線(幅員13.5m)の早期整備など、安全で快適な道路環境の確保を図る。 ・集落内の主要な連絡道路を体系的に位置づけ、拡幅整備(幅員4~6m) や歩道確保により、地域の安全で快適な道路網の整備を進める。		
		(公園、緑地) ・子供や高齢者の遊び・憩いの場として地区公園等の整備を図るとともに、面整備地区は、3%以上の公園面積を確保し、その整備を図る。 ・地区内の緑化を進め、緑豊かな魅力ある景観形成に努める。特に猪野川周辺、骨格道路沿道や公共施設周辺の緑化を進める。 (基準等)		
		・道路、公園緑地等地区施設の整備については、久山町環境保全条例、同施行規則、および同指導要綱に基づいて整備する。		
	建築物等の整備の方針	既存集落の良好な住環境の維持、増進、骨格道路の魅力ある沿道環境の 創出等のために、「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限 度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの制限」、「建築物等の形態又 は意匠その他の意匠の制限」及び「垣又は柵の構造の制限」など必要な制限 を設ける。		
	ļ			

	模建築物	地区の名称 地区の名称 地区の面積 建築物等の用途の制限	区画道路:幅員13. Om 延長約411m区画道路:幅員11. Om 延長約616m区画道路:幅員10. Om 延長約206m区画道路:幅員8. Om 延長約344m区画道路:幅員6. Om 延長約155m区画道路:幅員5. Om 延長約175m区画道路:幅員4. Om 延長約1, 490級地:幅員1. Om 延長約250m上山田北部A地区約17. 7ha 当地区内に建築できる建築物の用途(1)住宅(2)住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの(3)共同住宅(4)対権園、小学校、中学校、高等学校(5)第一種住居地域に建築できる店舗、事務所(ただし、床面積が150㎡は、事務所(ただし、床面積が150㎡にまた。	m 配置は計画図のとおり 上山田北部B地区 約0.5ha は、次に掲げるものとする。 (1)住宅 (2)住宅で事務所、店舗その他これら に類する用途を兼ねるもののうち 建築基準法施行令第130条の3で 定めるもの (3)共同住宅(4戸以下)、寄宿舎又は 下宿 (4)第一種住居地域に建築できる店 舗、事務所(ただし、床面積が150 ㎡以下で一級町道上山田~猪野
		建築物の容積率の	以下で一級町道上山田〜猪野線、 一級町道山田〜久原1号線、二級 町道上山田〜下山田線に敷地が 接するものに限る。) (6)前各号の建築物に附属するもの	線、一級町道山田〜久原1号線、 二級町道上山田〜下山田線に敷 地が接するものに限る。) (5)前各号の建築物に附属するもの
	最高限度 建築物の建蔽率の 最高限度		1000	
			10分の5	
		建築物の敷地面積 の最低限度	(1)240㎡(建築物等の用途の制限欄第 (2)500㎡(前号以外のもの)	1号から第3号の用に供するもの)
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱ので (以下、「敷地境界線」という。)までの距 地は緑化及び歩行者空間の確保に努め (1)県道猪野土井線、一級町道及び猪野 (2)前号以外の敷地境界線から1m以上	離は、次に掲げる範囲とし、後退した空 うるものとする。 が川との敷地境界線から1.5m以上
		建築物の高さの最高 限度	1:	2m
		建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物の形態は、周囲の田園環境と 2. 建築物の色彩は原色を避け、周囲の 障がないものとする。 3. 屋外広告物等は、福岡県屋外広告物 原則設置してはならない。 ①一級町道猪野下山田線、山田~久原 (配置等) ・自己の用に供するものを原則とし、個数 (意匠等) ・刺激的な色彩又は装飾は避け、美観風 ・点滅する又は動くものでないものとする)田園環境との調和を図り景観形成上支 勿条例を遵守し、次に掲げるもの以外は 11号線沿道 数は1敷地に3個以内とする。 風致を損なわないものとする。

	(規格等) ・高さは建築物の高さの最高限度以下、表示面積の合計は3㎡以下とする。 ・建築物より突出する形式の広告物は、敷地又は道路境界線を超えて設置しないものとする。 ②上記以外の地区 (配置等) ・自己の用に供するものを原則とし、個数は1敷地に2個以内とする。 (意匠等) ・刺激的な色彩又は装飾は避け、美観風致を損なわないものとする。 ・点滅する又は動くものでないものとする。 (規格等) ・広告物の高さは5m以下とし、表示面積の合計は1㎡以下とする。 ・建築物より突出する形式の広告物は、敷地又は道路境界線を超えて設置しないものとする。
建築物の緑化率の 最低限度	景観形成及び相隣関係等に配慮し、敷地境界沿い等に緑地を配置するように 努め、その敷地面積に対する緑地面積の割合は、原則、7%以上とする。但し、 小規模敷地などの理由で著しく土地利用を妨げる場合は、別途協議し定める。
垣又は柵の構造の 制限	垣又は柵の構造は、周囲の田園環境との調和及び緑化に配慮したものとし、次に掲げる要件を満たすものとする。 ・道路に面して塀を設ける場合は、景観上、安全上の視点から原則、コンクリート造、コンクリートブロック造としてはならない。やむを得ずコンクリートブロック造等とする場合は、高さがO.8m以内としフェンスや生垣などと併設するように努めるものとする。ただし、前記構造に化粧を施し、周囲の田園環境と調和したものはこの限りでない。
備考	制限の取り扱いは、上記のほか別に条例で定める。

「区域及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

里 由 本町内に策定済みの他の地区計画との整合を図り、より明確な規定とするため一部変更を行うもの である。